

健全化判断比率及び資金不足比率の詳細

(1) 実質赤字比率

地方公共団体の行っている行政サービスのうち、地方税や地方交付税などを財源として、教育、福祉、まちづくりなど市の中心的な行政サービスを行う一般会計等(普通会計に相当する会計)の赤字の程度を指標化したもので、地方公共団体の中心的な会計の財政運営の深刻度を示すものです。

「算定式」と「境港市の平成20年度決算に基づく数値」は次のとおりで、本市では「一般会計」と「高齢者住宅整備資金貸付事業費特別会計」を合わせたものが対象になります。

(ア) 算定式

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字}}{\text{標準財政規模}}$$

- 1 「実質赤字」とは、「繰上充用額 + 支払繰延額 + 事業繰越額」で算出し、算定上は、実質収支額の赤字を表す負の表示(マイナス又は-)をとったものを用います。
- 2 地方税、普通交付税をはじめとする地方公共団体が自由に使える財源(一般財源)の標準的な規模を示す指標です。

(イ) 境港市の場合

(単位:千円)

会 計 名	実質収支額
一 般 会 計	330,596
高齢者住宅整備資金貸付事業費特別会計	0
計 (A)	330,596

1 赤字のときは、計(A)の欄が負(マイナス又は-)の表示)の値となり、比率が生じます。

実質赤字比率
- 2

2 赤字ではないので、比率は数値化せず「-」で表記しています。

(2) 連結実質赤字比率

地方公共団体の会計は、一般会計等のほかに、料金収入等を主な財源として事業を実施している公営企業会計など複数の会計がありますが、それらすべての会計の黒字額(又は剰余額)や赤字額(又は資金不足額)を合算し、地方公共団体全体の赤字(資金不足)の程度を指標化したもので、地方公共団体全体としての財政運営の深刻度を示すものです。

算定式と境港市の平成20年度決算に基づく数値は次のとおりです。

(ア) 算定式

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

連結実質赤字額も算定上、赤字を表す負の表示(マイナス又は-)をとったものを用います。

(イ) 境港市の場合

(単位:千円)

会 計 名	実質収支額又は 資金不足・剰余額
一 般 会 計	330,596
高齢者住宅整備資金貸付事業費特別会計	0
国民健康保険費特別会計	348,031
駐車場費特別会計	10,391
老人保健費特別会計	8,237
介護保険費特別会計	21,238
下水道事業費特別会計	0
市場事業費特別会計	737
土地区画整理費特別会計	0
後期高齢者医療費特別会計	1,674
計 (B)	702,956

1 土地区画整理費は、421,173千円の繰上充用額(赤字額)があるものの、土地収入見込があるため資金不足は発生しません。

2 連結実質赤字額があるときは、(B)の欄が負の値となります。

3 連結ベースでも赤字ではないので、比率は数値化せず「-」で表記しています。

連結実質赤字比率
- 3

(3) 実質公債費比率

地方公共団体の借入金のうち長期間(複数年)にわたって返済するものを地方債といい、この地方債の返済金(元金と利子)を「公債費」といいます。

一般会計等の公債費のほかに、公営企業会計などほかの会計の公債費に対して一般会計から繰出金として支出するもの、また地方公共団体が構成する一部事務組合の公債費に対して応分の負担として支出するものがあります。

これらの支出は、いずれも義務的な負担であり、公債費に準じた経費として、一般会計等の公債費に加えて、実質的な公債費を算出し指標化したものが「実質公債費比率」で、自治体の資金繰りの危険度を示すものです。

算定式と境港市の平成20年度決算に基づく数値は次のとおりです。

(ア) 算定式

$$\text{実質公債費比率} = \frac{(\text{元利償還金[2] + 準元利償還金[3]}) - (\text{特定財源[4] + 元利償還金・準元利償還金のうち基準財政需要額算入額[5]})}{\text{標準財政規模} - \text{元利償還金・準元利償還金のうち基準財政需要額算入額[5]}}$$

1 実質公債費比率は、1年ごとに算出し、直近3ヶ年分を平均したものになります。

2 元利償還金：一般会計等元利償還金

3 準元利償還金：次のもの

A：満期一括償還地方債の1年当りの元金償還金に相当する額(年度割相当額)

B：一般会計の繰出金のうち、公営企業会計などの公債費に充てたと認められるもの

C：加入する一部事務組合への負担金などのうち、一部事務組合などの公債費に充てたと認められるもの

D：債務負担行為(注1)に基づく支出のうち公債費に準ずるもの

E：一時借入金の利子

4 特定財源：上記の 2と 3の財源となる特定の歳入(収入)

5 元利償還金・準元利償還金のうち基準財政需要額算入額：次のとおり

上記の 2と 3のうち普通交付税の交付額の算定の基礎となる「基準財政需要額」に算入された額

(注1) 1つの事業や事務がその年度で終了せずに、後の年度でも支出しなければならない場合、あらかじめ後の年度の支払いを約束したもので、予算で定めたものをいいます。

(イ) 境港市の場合

算定根拠となる直近3か年の比率が減少した(平成17年度が高率だった)ため、前年度(18.9%)より、0.2ポイント改善しています。

財政健全化基準の値は下回っているものの、まだまだ高水準で今後も一層の改善に努めます。

(単位:千円)

		H18	H19	H20
分子	元利償還金等 (A + B + C - D)	1,193,409	1,234,318	1,219,659
	A 一般会計等の元利償還金のうち一般財源等	1,596,735	1,622,479	1,620,757
	B 公営企業会計への繰出金のうち公債費充当額	532,368	612,659	761,852
	C 債務負担行為などそのほか公債費に準ずるもの	96,194	118,902	116,427
分母	D 当該年度に基準財政需要額に算入された公債費等	1,031,888	1,119,722	1,279,377
	基礎となる標準財政規模 (E - D)	6,515,135	6,507,866	6,453,241
	E 標準財政規模	7,547,023	7,627,588	7,732,618
	D 当該年度に基準財政需要額に算入された公債費等	1,031,888	1,119,722	1,279,377
当該年度の実質公債費比率(分子 / 分母) %		18.31749	18.96656	18.89995
実質公債費比率(3ヶ年平均・小数点以下2位切捨て)		18.7%		

(4) 将来負担比率

地方公共団体の現時点での実質的な負債(負債の残高などから貯金にあたる基金の残高などを差し引いたもの)の程度を指標化したもので、将来、財政運営を圧迫する可能性を示すものです。

負債の残高には、一般会計等の地方債の残高のほかに、公営企業や一部事務組合などの地方債の残高のうち一般会計等で負担するものや地方公共団体がその損失を補償しているものなどがあります。

算定式と境港市の平成20年度決算に基づく数値は次のとおりです。

(ア) 算定式

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額[1]} - (\text{充当可能基金額[2]} + \text{特定歳入見込額[3]} + \text{地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額[4]})}{\text{標準財政規模} - \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金のうち基準財政需要額算入額}}$$

1 将来負担額の内訳

- A: 一般会計等の地方債残高
- B: 債務負担行為に基づく支出予定額(公債費に準ずるものに限る。)
- C: 一般会計等以外の会計の地方債残高のうち、その返済に充たると見込まれる繰出金
- D: 加入する一部事務組合等の地方債残高のうち、応分の返済負担見込額
- E: 一般会計等が負担する退職手当支給予定額
- F: 土地開発公社の負債額や制度融資などによる損失補償額の負担見込額
- G: 連結実質赤字額
- H: 加入する一部事務組合の連結実質赤字額のうち、応分の負担見込額

2 基金(貯金)の残高のうち、現金相当として保有している額

3 1の支出予定のうち、財源として見込まれる歳入(収入)

4 1の地方債残高のうち、普通交付税の基準財政需要額に算入が見込まれる額

(イ) 境港市の場合

前年度(152.6%)より、20.4ポイント改善しています。

市債残高(A欄)や退職手当負担額見込(E欄)が減少による改善効果は認められるものの、もっとも大きな理由は、土地開発公社の負債(F欄)と基金(欄)の算定方法の改定によるもので、劇的に財政状況が好転したわけではありません。

		金額(千円)	内 容
分	A 一般会計等の市債残高	13,904,457	H20末の残高
	B 債務負担行為に基づく支出予定額	198,256	ポートサウナ建設費負担金など
	C 公営企業等の市債残高のうち繰入見込額	8,952,492	下水道事業など企業会計残高×繰入見込率(直近3ヶ年平均)
	D 一部事務組合等の負担見込額	526,577	西部広域行政管理組合への本市の償還負担見込額
	E 退職手当負担見込額	1,943,998	H20末で職員が退職したと仮定した場合の支給すべき額
	F 設立法人等の負債額等負担見込額	1,956,038	土地開発公社の負債と制度融資の損失補償負担見込額
	G 連結実質赤字額	0	
	H 一部事務組合等連結実質赤字額の負担見込額	0	
小 計 (A~Hの計)		27,481,818	
子	充当可能基金(貯金)見込額	4,303,431	財政調整基金ほか20基金の現金相当残高
	充当可能特定歳入(収入)	1,141,402	水木しげる記念館入館料や市営住宅の使用料(家賃収入)など×充当見込率(直近3ヶ年平均)
	の地方債残高のうち基準財政需要額への算入見込額	13,504,231	H20末時点の今後算入見込額
	計 (- - -)	8,532,754	
分母	H20の実質公債費比率の分母と同額	6,453,241	
将来負担比率(分子 / 分母) %		132.2%	

(5) 資金不足比率

公営企業経営の健全化の観点から新たにできた指標で、公営企業の事業規模である「料金収入の規模」と「資金不足の額」を比較し、経営状況の深刻度を示すものです。

(1) 算定式

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額} \quad 1}{\text{事業の規模} \quad 2} \quad 3$$

- 1 「資金不足の額」とは、「(繰上充用額 + 支払繰延額 + 事業繰越額 + 資産形成以外の目的で発行した企業債残高) - 解消可能資金不足額(注1)」で算出します。
なお、土地区画整理事業(宅地造成事業)は、土地収入見込(保有する土地の資産価値)を資金不足額から減じることになっています。
 - 2 「事業の規模」とは、「営業収益に相当する収入の額 - 受託工事収益に相当する収入の額」(注2)で算出します。
なお、土地区画整理事業(宅地造成事業)は、「事業経営のための財源規模(これまでに事業に使った総費用)」がその規模になります。
 - 3 1と2については法非適用企業の規定。境港市の公営企業は、法非適用企業のみです。
- (注1) 事業の性質上、事業開始後、一定期間に資金の不足額が生じる等の事情がある場合、資金不足額から一定額を控除するものです。
- (注2) その公営企業の主たる料金収入をいい、使用料の収入(下水道使用料など)のことです。

(2) 境港市の場合

いずれの会計の比率も経営健全化基準を下回り、経営状況は健全な状態です。
市場事業費特別会計では資金不足(赤字)が発生しましたが、少額で数年後に解消する見込です。

(単位:千円)

特別会計名 1	歳入	歳出	翌年度 繰越財源額	土地収入 見込	資金 不足額 A		事業の 規模 B	資金不足 比率 A / B
					+	-		
下水道事業費	2,576,004	2,574,154	1,850		0	2	348,705	-
土地区画整理 費	1,000	422,173	0	799,562	0	2	954,017	-
市場事業費	46,860	47,597	0		737		41,994	1.7%

- 1 公営企業に該当する本市の特別会計名で表記しています。
- 2 資金不足額がない場合(A欄が負の値にある場合)は、資金不足額を「0」で表示しています。